

## 特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書

### 第1条（特定個人情報の保護に関する法令等の遵守）

乙は、当該契約の履行に当たり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報（以下、「特定個人情報」という。）の取扱いについて、番号法及び個人情報の保護に関する法令のほか、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン」という。）並びに、「神奈川県後期高齢者医療広域連合セキュリティポリシー」その他関係規程等を遵守しなければならない。

### 第2条（取扱規程等の策定・見直し）

乙は、当該契約による業務において利用する特定個人情報を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報の管理を行わなければならない。

- （1）個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する事務取扱従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。ただし、甲が策定する必要がないと認めた場合は、この限りではない。
- （2）組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。ただし、甲が見直す必要がないと認めた場合は、この限りではない。

### 第3条（組織体制の整備）

- 1 乙は、特定個人情報を安全に管理するため、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。
- 2 乙は、契約締結の日から7日以内に責任体制図を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、責任体制図に変更が生じることが判明したときは、事前に責任体制図を再度提出しなければならない。

### 第4条（事務取扱責任者等の届出等）

- 1 乙は、特定個人情報の取扱いに係る事務取扱責任者及び事務取扱従事者を定め、契約締結の日から7日以内に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報の取扱いに係る事務取扱責任者及び事務取扱従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 3 事務取扱責任者は、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務取扱従事者を監督しなければならない。

#### 第5条（取扱規程等に基づく運用）

- 1 乙は、事務取扱従事者が取扱規定等に違反している事実又は兆候を把握した場合の事務取扱責任者への報告連絡体制を整備しなければならない。
- 2 乙は、個人番号の漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の事務取扱責任者への報告連絡体制を整備しなければならない。

#### 第6条（特定個人情報等の利用状況等の記録）

- 1 乙は、特定個人情報の改ざん、窃取又は不正な削除を防止するため、特定個人情報等の利用状況等を記録しなければならない。
- 2 乙は、第1項の記録を契約期間終了後1年間保管しなければならない。
- 3 乙は、甲から第1項の記録の提出を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 第7条（漏えい等事案に対応する体制等の整備）

- 1 乙は、特定個人情報の漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報の漏えい等事案が発覚した際の緊急連絡網を作成し、契約締結の日から7日以内に書面により甲に報告しなければならない。

#### 第8条（監査及び検査）

- 1 甲は、当該契約による業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先（第19条の規定に基づき再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。）に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は当該契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

#### 第9条（事務取扱責任者及び事務取扱従事者の監督）

乙は、特定個人情報の取扱いに係る事務取扱責任者及び事務取扱従事者に対し、当該契約による業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。

#### 第10条（教育の実施）

- 1 乙は、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記仕様書における事務取扱従事者が遵守すべき事項その他当該契約による業務の適切な履行に必要な事項について、事務取扱従事者全員に対して教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなけ

ればならない。

#### 第 11 条（法令・内部規程違反等に対する厳正な対処）

乙は、法令又は内部規程等に違反した従業員等に対し、法令又は内部規程等に基づき厳正に対処しなければならない。

#### 第 12 条（作業場所の特定）

- 1 乙は、甲の指定する場所以外で特定個人情報を取り扱う場合は、甲の認める範囲において特定個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、甲の指定する場所以外を作業場所として選定する場合は、入退室の記録、部外者の識別化等の措置が行える場所を選定しなければならない。また、外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

#### 第 13 条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

乙は、甲の指定する場所以外を作業場所として選定する場合は、特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

#### 第 14 条（電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止）

- 1 乙は、許可された電子媒体又は機器等以外のものについては使用してはならない。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続を行ってはならない。
- 2 乙は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を作業場所以外へ持ち運んではならない。ただし、持ち運ぶ必要が生じた場合は、事前に甲が認めた場合に限り、持ち運ぶことができるものとする。その際、乙は容易に個人番号が判明しないよう安全な方策を講じなくてはならない。

#### 第 15 条（特定個人情報の返還又は廃棄）

- 1 乙は、当該契約による業務の終了時に、当該契約による業務において利用する特定個人情報について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、当該契約による業務において利用する特定個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の内容、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を、書面により甲に対して予定日の少なくとも 1 週間前までに申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し甲が立会いを求めた場合は、これに応じなければならない。

ならない。

- 4 乙は、当該契約による業務において利用する特定個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄した特定個人情報の内容、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、処理日及び担当者名を書面により甲に対して報告しなければならない。

#### 第 16 条（アクセス制御）

- 1 乙は、情報システムにおける管理者権限等が必要となる事務が生じた場合は、甲が認めた場合に限り、権限を付与するものとする。
- 2 乙は、甲から情報システムにおける管理者権限等を付与された場合であっても、甲の承諾を得なければ事務取扱従事者等に権限を付与してはならない。

#### 第 17 条（漏えい等の防止）

- 1 乙は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信してはならない。ただし、甲が認めた場合に限り、インターネット等により外部に送信することができるものとする。その際、乙は、通信経路の暗号化等、漏えい等の防止策を講じなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存してはならない。ただし、甲が認めた場合に限り、電子媒体等に保存することができるものとする。その際、乙は、暗号化又はパスワード等による秘匿を講じなければならない。

#### 第 18 条（守秘義務）

- 1 乙は、当該契約による業務に関して知り得た特定個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、当該契約による業務に関わる事務取扱責任者及び事務取扱従事者に対し、前項の規定の遵守を徹底させなければならない。

#### 第 19 条（再委託等の禁止等）

- 1 乙は、特定個人情報の取扱い業務の全部又は一部を他人へ請負、又は委任（以下「再委託等」という。）をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 前項ただし書きの規定による再委託等の承諾を得ようとする場合については、その選定において、乙が果たすべき安全管理措置と同様の措置が講じられる相手方を選定しなければならず、またその契約締結において、この契約に準じる特定個人情報に対する安全管理措置を規定に盛り込まなければならない。
- 3 乙は、再委託等の相手方（以下「丙」という。）に対して、特定個人情報に係る契約内容の遵

守状況について、管理監督を徹底し、その取扱状況について書面により報告を受けなければならない。また、その監督状況について、当該契約締結から1か月以内に書面により甲に報告しなければならない。

- 4 丙が受託した業務について、更に再委託等をしようとする場合には、乙を通じて甲に書面（第1号様式）による承諾申請を行い、甲の書面（第2号様式）による承諾を受けなければならない。これ以降の再委託等をしようとする場合においても同様とする。

#### 第20条（収集等）

乙は、当該契約による業務を処理するため特定個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

#### 第21条（目的以外の使用禁止）

乙は、使用する特定個人情報を当該契約による業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 第22条（事故時の対応）

- 1 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する特定個人情報の内容を、漏えい、き損、滅失及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、甲に速やかに報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 乙の責めに帰すべき理由により、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報の内容を、漏えい、き損、滅失及び改ざん等の事故が生じたときは、乙が一切の責任を負うものとする。

#### 第23条（契約の解除及び損害の賠償）

- 1 甲は、次のいずれかに該当するときは、乙に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
  - (1) この契約による事務を処理するために乙又は丙（本特記事項第4条第4項の規定により再委託等を行った相手方を含む。以下、「丙等」という。）が取り扱う個人情報について、乙又は丙等の責に帰すべき理由による漏えい、き損、滅失及び改ざん等があったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。
- 3 第1項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他乙に支払うべき債務と相殺することができる。

第 24 条（届出等書類の特例）

- 1 甲又は乙は、本特記仕様書に基づき乙が甲に対して行う届出、申請等又は甲が乙に対して行う承諾等（以下「届出等」という。）の内容が、本契約に係る特定個人情報を取り扱う事務以外の届出等により行われている場合は、甲が認めた場合に限り、本特記仕様書に基づく届出等を省略することができるものとする。